

# 姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会規程の 一部改正について

## 1 改正の内容

専門的事項を調査審議するため、子ども・子育て会議の中に置く認可・確認分科会について、審議事項として、特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事項及び保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関する事項を加えるもの（第3条関係）。

## 2 改正の理由

### (1) 特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事項

令和8年度から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が全自治体で実施される給付事業となるにあたり、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第72条第1項が改正され、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合においてはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かねばならないこととされた（法第54条の2第3項）。

### (2) 保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関する事項

地域のニーズに応じた保育提供体制の確保等を目的として、令和6年度にこども家庭庁で新たに取りまとめられた「保育提供体制の新たな方向性」（令和7年度～10年度）に基づき、国から財政支援を受けようとする自治体は、全市及び教育・保育の提供区域ごとに、保育ニーズや提供体制の確保方策、施設整備による利用定員の増減等を取りまとめた実施計画（整備計画）を、子ども・子育て会議等に諮った上で策定しなければならないこととされた。

## 3 施行期日

令和8年1月22日（木）

ただし、特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事項の追加規定は、令和8年4月1日（水）から施行する（子ども・子育て支援法改正と同時）。

## 4 改正規程案及び新旧対照表

別紙のとおり

参考：子ども・子育て支援法（令和8年4月1日施行）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第4項に規定する事項を処理すること。
- 3 第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 5 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第55条第2項第1号及び第2号並びに第56条第1項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

# 姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会規程（改正案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定より設置された姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

## （所掌事務）

第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する事務を処理すること。
- (2) 条例第2条第2号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関すること。
- (4) その他分科会長が必要と認める事項

## （組織）

第4条 分科会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第3条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから会長が指名する。

## （任期）

第5条 委員の任期は、子ども・子育て会議におけるその者の任期と同一とする。

## （会議）

第6条 子ども・子育て会議において別段の定めをした場合のほかは、条例第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

2 分科会の会議は、これを非公開とする。

## （準用）

第7条 条例第8条の規定は、分科会の会議について準用する。

## （庶務）

第8条 分科会の庶務は、こども未来局教育保育部幼保連携政策課において処理する。

## （補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

## 附 則

1 この規程は、平成26年10月20日から施行する。

2 最初に招集される分科会は、条例第7条第5項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の会長が招集する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和8年1月22日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 新 旧 対 照 表

(姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会規程)

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 条例第2条第1号に掲げる事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号<u>及び</u>第2号に規定する事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>[追加]</p> <p>(3) その他分科会長が必要と認める事項</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 条例第2条第1号に掲げる事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号<u>、第2号及び第3号</u>に規定する事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他分科会長が必要と認める事項</u></p>